消防

11月9日は119番の日

11月9日(火)は、消防に対する正しい理解と認識を深め、防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的として昭和62年に「119番の日」と制定されました。

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動のためには、早期の119番通報が重要です。

昨年の衣浦東部広域連合消防局管内5市（高浜・碧南・刈谷・安城・知立市）での119番の通報件数は約2万5,000件ありました。

もしかしたら今後あなたも通報する場面に遭遇するかもしれません。119番通報するときの注意事項は次のとおりです。

①一般的な留意事項

119番緊急通報の際、指令員から「火事ですか。救急ですか。」と聞かれます。次のとおり、落ち着いて指令員へ情報提供をお願いします。

◎火災の場合

・住所（近くの目標物、ビルなどの場合は何階か）
・何が燃えているのか
・逃げ遅れの人はいないか
・通報者の氏名、電話番号

◎救急の場合

・住所（近くの目標物、ビルなどの場合は何階か）
・誰がどうしたか（意識・呼吸はあるのか）
・傷病者の年齢、性別、持病、かかりつけの病院
・通報者の氏名、電話番号

◎事故の場合

・住所（近くの目標物、信号機の名前など）
・どういう事故か
・けが人（閉じ込められている人）はいるのか、何人いるのか
・傷病者の年齢、性別、けがの状態
・通報者の氏名、電話番号

＊　＊　＊

119番通報の際、通報内容から心肺停止状態（意識・呼吸がない状態）であることがわかった場合は、傷病者への心肺蘇生をお願いすることがあります。

あなたの行動により救命できるのか左右されますので、ご協力をお願いします。

また、「サイレンを鳴らさないでください。」と言われる方がいますが、消防車や救急車は安全・迅速に現場へ到着できるように、赤色灯を回転させ、サイレンを吹鳴して走行するように法律で義務付けられた緊急自動車です。

鳴らさないで出動することはできませんので、ご理解をお願いします。

②携帯電話からの通報時の留意事項

現在、119番の通報件数の約3割は携帯電話からの通報であり、そのことに伴ういくつかの注意点があります。

・通報場所の住所の確認をお願いします。もし、分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、店の名前などで確認するなどの手段があります。
・電波の特性上、管轄外の消防本部へつながる場合があり、この場合は管轄消防本部へ転送されます。転送先でも通報内容を繰り返し聞かれますが、ご理解をお願いします。
・確認のために消防本部から折り返し、電話をかけることがありますので、携帯電話、PHSの電源は入れたままでお願いします。

③119番通報訓練をしよう

火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、一生に一度あるかないかの緊急事態に直面して、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。

このため、消防本部では地域の消防訓練などにあわせて、119番の通報訓練を受け付けています。

これは事前に通報訓練を行うことを連絡したうえで、実際に119番通報を体験できるものです。

通報訓練を体験しておけば、実際の通報時に大変有効と考えますので、希望する場合は、お近くの消防署へご相談ください。

また、聴覚や言語、音声に機能障がいのある方のために、ファクスやEメールでの119番通報が可能となっています。

詳しいことは、ホームページまたは当消防局通信指令課へ問い合せてください。

問合せ先
衣浦東部広域連合消防局通信指令課
☎63-0138
FAX63-5731

危険物取扱者試験・予備講習会

◆危険物取扱者試験
とき　平成23年1月30日(日)
ところ　名古屋市内
試験種類　甲種・乙種第4類・丙種
受付期間　12月13日(月)～22日(水)
申込方法　電子申請か郵送、持参により(財)消防試験研究センター愛知県支部に提出してください。
※願書は、11月29日(月)から消防各署所で渡します。

◆乙種第4類予備講習会
とき　平成23年1月12日(水)
ところ　安城市文化センター
受講料　4,000円
テキスト代　4,000円
定員　150人（先着順）
申込方法　11月29日(月)から受講料を持参のうえ、碧南・刈谷・安城・知立・高浜消防署予防係で申し込んでください。
※申し込みは、平日の午前9時～午後5時に限ります。

問合せ先
高浜消防署予防係
☎52-1190